報告第24号、第25号

議案第56号～第59号

令和８年８月２４日

令 和 ８ 年 ９ 月 定 例 議 会

条例関係議案等の概要資料

報告第２４号

鈴鹿市監査委員条例の一部改正について

監査委員事務局

１　改正理由

地方自治法の一部改正に伴い、本条例において必然的に改正を要する規定整備を行ったものである。

２　改正内容

引用する法律の条項ずれを改める。（第７条関係）

３　施行期日

令和８年９月２４日

報告第２５号

鈴鹿市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

総務部総務課

１　改正理由

地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、本条例において必然的に改正を要する規定整備を行ったものである。

２　改正内容

引用する法律及び政令の条項ずれを改める。（第１条関係、第２条関係）

３　施行期日

令和８年９月２４日

議案第５６号

鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

こども政策部こども育成課

１　改正理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の設備及び運営については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）で定める基準に従い、又はその基準を参酌して条例で基準を定めている。

この度、同府令の一部改正に伴い、本条例においてもこれに準じる改正を行おうとするものである。

２　改正内容

（１）　満３歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う規定整備を行う。

（第２条、第６条、第１３条、第３５条から第３７条まで、第３９条、第４２条、第５１条から第５２条まで関係）

（２）　その他所要の規定整備を行う。

３　施行期日

公布の日

議案第５７号

鈴鹿市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

こども政策部こども育成課

１　改正理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営については、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（内閣府令）で定める基準に従い、又はその基準を参酌して条例で基準を定めている。

この度、同府令の一部改正に伴い、本条例においてもこれに準じる改正を行おうとするものである。

２　改正内容

児童対象性暴力等の防止に関する規定を追加する。（第１３条の２関係）

３　施行期日

令和８年１２月２５日

議案第５８号

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

こども政策部こども育成課

１　改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）で定める基準に従い、又はその基準を参酌して条例で基準を定めている。

この度、同省令の一部改正に伴い、本条例においてもこれに準じる改正を行おうとするものである。

２　改正内容

（１）　満３歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う規定整備を行う。

（第６条、第１８条、第２７条、附則第３条、附則第６条関係）

（２）　児童対象性暴力等の防止に関する規定を追加する。（第１３条関係）

（３）　小規模保育事業所Ａ型等における保育士の数の算定について、理学療法士等を保育士とみなすことができる規定を追加する。

（第２９条、第３１条、第４４条、第４７条関係）

（４）　その他所要の規定整備を行う。

３　施行期日

公布の日（一部令和８年１２月２５日）

議案第５９号

鈴鹿市火災予防条例の一部改正について

消防本部予防課

１　改正理由

令和８年７月３日、飲食店における火災の発生状況を受け、国から火気器具の周囲に設置される排気ダクト等の管理に関する基準が示された。

このことから、本条例において、これらの管理に関する規定整備を行おうとするものである。

２　改正内容

火災の発生のおそれのある次の器具の取扱いの基準に、調理に用いる器具の周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等の管理に関する規定を加える。

（１）　液体燃料を使用する器具（第１８条関係）

（２）　固体燃料を使用する器具（第１９条関係）

（３）　気体燃料を使用する器具（第２０条関係）

（４）　電気を熱源とする器具（第２１条関係）

３　施行期日

令和９年４月１日